

経過措置の終了に伴う評議員選任の手続に関する留意点等について

令和2年3月31日をもって、一定規模以下の法人に適用されていた評議員の定数に関する経過措置（附則第10条関係）が終了となりますので、対象法人については、今年度中に追加評議員の選任手続が必要になります。

つきましては、追加評議員の選任手続に関する留意点等をお知らせしますので、不備のないように、選任手続を進めていただきますようお願いいたします。

1 選任手続の流れ

基本的な選任手続の流れについて、**別紙1**のとおりまとめましたので、手順及び留意点に従い選任手続を進めてください。

2 現評議員と追加評議員の任期のズレについて

評議員を追加で選任することにより、現評議員と追加評議員の任期の満了時期が異なることとなります。

（例：任期4年の場合）

現評議員：平成29年（2017年）4月1日～令和3年（2021年）6月

追加評議員：令和2年（2020年）3月〇日～令和5年（2023年）6月

※評議員の任期満了は、「{選任年度（n年度）+任期年数}の定時評議員会の終結時」です。

（上記の追加評議員の場合）「令和元年度+4年=令和5年6月の定時評議員会まで」

詳細は**別紙2**のとおりまとめましたので、選任手続の際に参考にしてください。なお、評議員の定数増加に伴う選任の際の任期の考え方も同様です。

今後、国から評議員の追加選任に関する通知等が発出された際には改めてお知らせいたします。

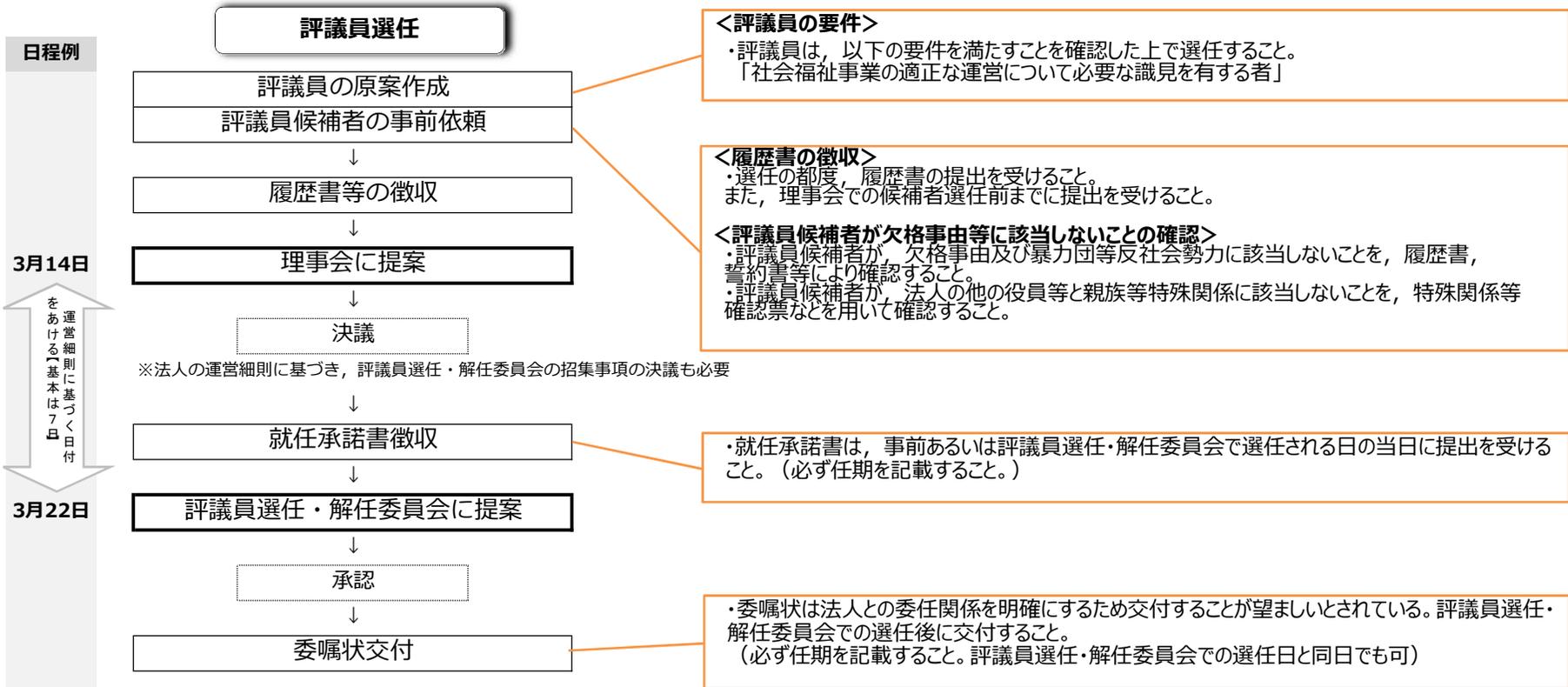
3 選任手続の参考様式

選任手続に必要な書類については、本市HP掲載の**参考様式**（平成30年度第2回社会福祉法人役員等研修会資料）を必要に応じて使用していただき、漏れなく手続を行ってください。

あくまでも「参考」ですので、各法人において、既存の様式があれば、既存のものを御使用ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000200375.html>

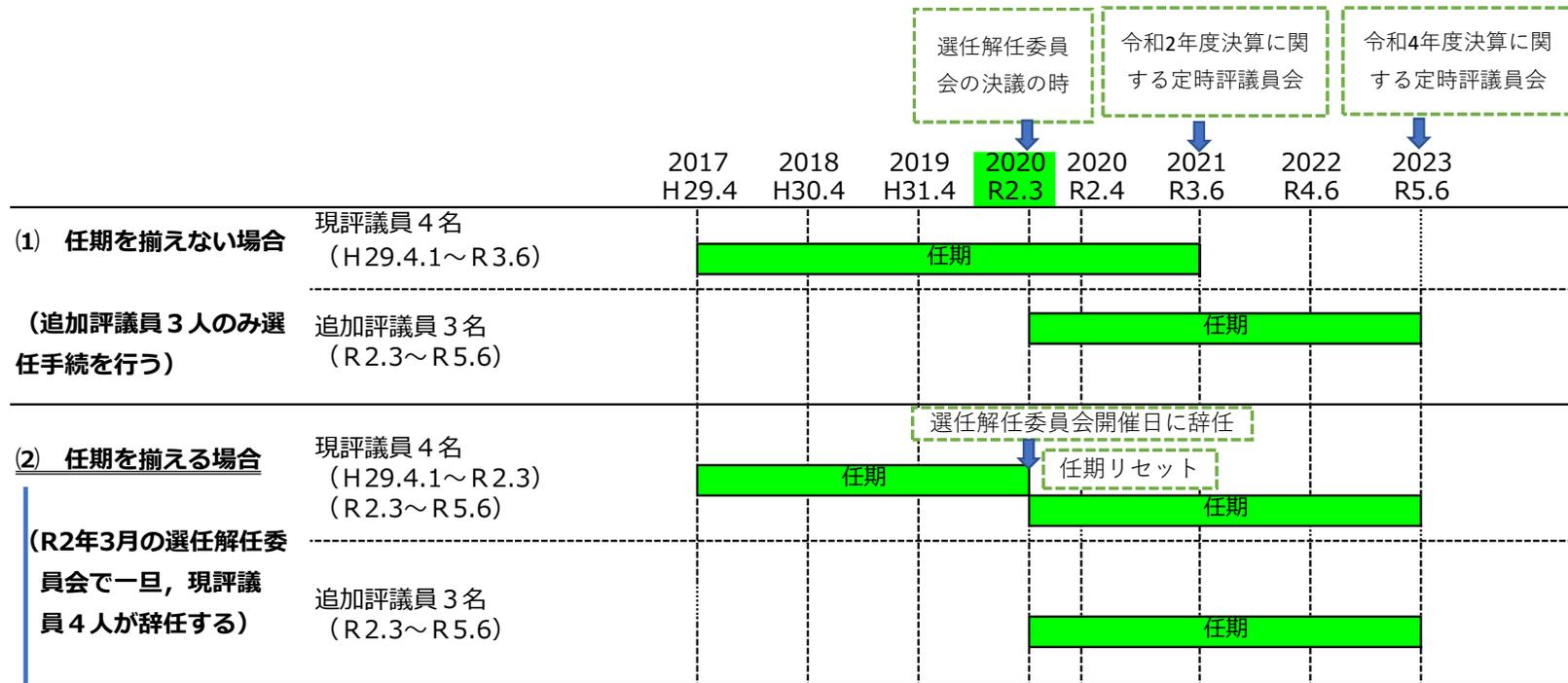
経過措置適用中の法人の評議員選任フロー図 (下記の日程例は予算理事会の時期に選任する場合を想定 ※経過措置適用終了間際のスケジュール)



※評議員選任・解任委員会運営細則は、平成29年4月制度改革の際に本市から細則例をお示ししているため、細則例に基づき作成している法人が多数かと思いますが、各法人で定めている細則を確認の上、適切に手続を行ってください。

● 現評議員と追加評議員の任期について (任期：4年，定数：7名，経過措置によりR2.3.31まで4名の場合)

別紙2



定款の「評議員の任期」(定款例第7条第2項)において、前任評議員の任期引継のために、補欠選任の条文を追加している法人が多く見られる。

【定款】

- (I) 「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。」
と規定している法人 又は上記規定を定めていない法人
⇒ 任期途中で辞任した評議員の補欠として選任された評議員(再任の場合を含む)の任期は、前任者の任期を引き継がず、新たに4年の任期を開始することができるため、**任期を一旦リセットできる。** → **7名全員から履歴書等の選任関係書類をもらい受け、任期を揃えて選任する。**
- (II) 「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。」
と規定している法人
⇒ 任期途中で辞任した評議員の補欠として選任された評議員(再任の場合を含む)の任期は、前任者の任期を必ず引き継ぐため、**任期を一旦リセットできない。そのため、任期途中で辞任したとしても、任期を揃えることができない。**
任期を揃えたいのであれば、選任手続までに、定款変更が必要!